

軌道法

1. 案内情報

- 手続名 : 軌道の運転の管理の委託若しくは受託の許可
手続根拠 : 軌道法第16条第1項
軌道法施行規則第25条
手続対象者 : 軌道の運転の管理の受委託をしようとする軌道事業者
提出時期 : 軌道の運転の管理の受委託をしようとするとき
提出方法 : 軌道の運転の管理の受委託の許可申請書を作成し、都道府県を
経由して、国土交通大臣あて提出して下さい。
手数料 : なし
添付書類・部数 : 運転の管理の委託に関する契約書の謄本
申請書様式 :
記載要領・記載例 : 経由先となる都道府県又は国土交通省鉄道局技術企画課安全
対策室にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先：都道府県
国土交通省鉄道局技術企画課安全対策室
03 - 5253 - 8111 (内線40783)

受付時間：提出先にお問い合わせください。

- 相談窓口：都道府県
国土交通省鉄道局技術企画課安全対策室

3. 手続情報

- 審査基準：軌道法施行規則第25条第2項
標準処理期間：60日
不服申立方法：行政不服審査法の規定による